

随意契約理由

1 随意契約適用条項

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

2 随意契約理由

性質又は目的が競争入札に適しないもの

3 単独随意契約理由

本工事は、下関総合庁舎に設置されたエレベーターの装置の一部を改修する工事で、エレベーターの設備全体と密接不可分の関係にあり、その改修に当たっては、当該設備各装置の機能、制御内容、装置間の動作の関連性等について、熟知している必要があり、製造者による知識や経験がないと施工が不可能である。

製造者以外の者に実施させた場合、装置間の調整不良等による、設備全体の機能不全等著しい支障が生ずるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないもの）の規定により、既設エレベーターの製造者と随意契約を行う。

4 選考業者名

広島県広島市中区八丁堀3番33号

株式会社日立ビルシステム 中国支社